

社会福祉法人ほだいじ福祉会 定款

第一章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第2種社会福祉事業

（イ）幼保連携型認定こども園の経営

（ロ）地域子育て支援拠点事業の経営

（ハ）放課後児童健全育成事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ほだいじ福祉会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を三重県津市に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し賛成することを要する。

（評議員の資格）

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第9条 評議員に対して、各年度の総額が金 150,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 前項の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

3 評議員には費用を弁償することができる。

第三章 評議員会

（構成）

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

（2）理事及び監事の報酬等の額

（3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分

（8）社会福祉充実計画の承認

（9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- （1）監事の解任
 - （2）定款の変更
 - （3）その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、議事録が書面で作成されている場合には、前項の議事録に記名押印し、議事録が電磁的記録により作成されている場合には、前項の議事録に電子署名するものとする。
- 3 第 1 項の議事録は、評議員会の日から主たる事務所に備え置かなければならない。前条 2 項の評議員会決議省略についての評議員全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録も同様とする。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 6 名以上 8 名以内
 - （2）監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。

（役員の選任）

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の報酬等については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

3 役員には費用を弁償することができる。

（職員）

第 24 条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長等の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

- 第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- （１）この法人の業務執行の決定
- （２）理事の職務の執行の監督
- （３）理事長の選定及び解職

（招集）

- 第 27 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

- 第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、議事録が書面で作成されている場合には、前項の議事録に記名押印し、議事録が電磁的記録により作成されている場合には、前項の議事録に電子署名するものとする。
- 3 第 1 項の議事録は、理事会の日から主たる事務所に備え置かなければならない。前条 2 項の理事会決議省略についての理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録も同様とする。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

- 第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （１）ぼだいじこども園 園舎 1 棟
三重県津市南中央 1 5 0 番地、1 4 9 番地 1 に所在する
家屋番号 1 5 0 番 幼保連携型認定こども園
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建
1 階 405.86 m²、2 階 394.78 m²
- （２）ぼだいじこども園 敷地 1 筆
三重県津市南中央 1 4 8 番 宅地 256.50 m²
- （３）ぼだいじこども園 敷地 1 筆
三重県津市南中央 1 5 0 番 宅地 416.95 m²
- （４）ぼだいじこども園 駐車場 1 筆
三重県津市南中央 3 8 0 番 1 宅地 239.45 m²
- （５）ぼだいじこども園 駐車場 1 筆
三重県津市南中央 3 7 7 番 1 宅地 330.97 m²
- （６）ぼだいじ IRORI 園 敷地 1 筆
三重県津市久居藤ヶ丘町字藤谷
2 5 9 8 番 4 宅地 2951.19 m²
- （７）ぼだいじ IRORI 園 園舎 1 棟
三重県津市久居藤ヶ丘町字藤谷 2 5 9 8 番地 4 に所在する
家屋番号 2 5 9 8 番 4 保育所
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
1 階 708.82 m²、2 階 14.80 m²
- （８）アフタースクール MiRAi Kids 西が丘 敷地 1 筆
三重県津市長岡町字垣内 5 5 8 番 3 宅地 367.87 m²
- （９）アフタースクール MiRAi Kids 西が丘 建物 1 棟
三重県津市長岡町字垣内 5 5 8 番 3 に所在する
家屋番号 5 5 8 番 3 児童館
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
1 階 116.99 m²、2 階 122.23 m²
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

- 第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、津市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、津市長の承認は必要としな

い。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第 38 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第七章 解散

（解散）

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

（定款の変更）

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、津市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を津市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人ぼだいじ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	永 瀬 仙 桂
理 事	杉 山 治
	玉 井 実 蔵
	藤 井 儀 民
	高 橋 丈 吉
	玉 井 慈 光
監 事	田 中 元 信
	牧 野 庄三郎

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 1 0 年 1 2 月 1 0 日）から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 1 4 年 1 1 月 1 8 日）から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日）から施行する。

附 則

この定款は、津市長の認可の日（平成 2 5 年 5 月 1 3 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 6 年 3 月 1 8 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条の規定については、津市長の認可の日（平成 2 9 年 3 月 1 4 日）から施行する。
- 2 第 5 条で定める評議員の人数は、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間は、「4 名以上」とする。

附 則

この定款は、津市長の認可の日（平成 3 0 年 5 月 2 日）から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、津市長の認可の日（令和 3 年 2 月 1 7 日）から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、津市長の認可の日（令和 3 年 6 月 2 2 日）から施行する。

附 則

この定款は、津市長の認可の日（令和 4 年 4 月 2 0 日）から施行する。ただし、第 1 条の規定については、

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、津市長の認可の日（令和 5 年 4 月 1 1 日）から施行する。ただし、第 1 条の規定については、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 9 月 2 0 日から施行する。

附 則

この定款は、津市長の認可の日（令和 7 年 2 月 2 1 日）から施行する。